

第 31 回 堺市社会福祉審議会会議録  
(審議要点記録)

令和 6 年 6 月 28 日 (金) 午後 2 時～4 時  
堺市役所本館 12 階 市議会 第 1・2 委員会室

## 目 次

1. 出席状況等	• • • • • 2
2. 議 題 等	• • • • • 3
3. 審議記録(要点)	• • • • • 4

1. 出席状況等

\*委員の出席状況 (50 音順、敬称略)

出席委員 (29人)			欠席委員 (11人)
秋元 さつき	勝山 孝	西尾 正敏	鵜浦 直子
足立 典子	黒田 研二	西川 隆蔵	尾島 博司
池尻 秀樹	小堀 清次	西野 則子	片田 栄一
伊藤 嘉余子	小山 敏美	昇 慶一	金澤 ますみ
井上 伸二郎	才村 純	丸山 芳美	木村 正明
上野 充司	坂本 千代子	宮本 恵子	種橋 征子
大江 千佳	崎川 晃弘	八木 直亮	長瀬 美子
大島 知子	篠崎 直人		西川 正治
大町 むら子	辻 洋兒		東根 ちよ
奥中 淳史	中西 時彦		松端 克文
勝間 靖彦	西尾 薫		三原 寧大

\*傍聴者 1人

\*出席職員 (機構順)

(健康福祉局)	(子ども青少年局)		
健康福祉局長	竹下 泰夫	子ども青少年局長	井上 富士雄
生活福祉部長	長尾 正志	子ども青少年育成部長	東野 秀一
健康福祉総務課長	宮本 浩志	子ども企画課長	安田 佳代
地域共生推進課長	林 大輔	子ども家庭課長	立道 勝広
地域共生推進課参事	安齊 智子	子育て支援部長	濱脇 充
生活援護管理課長	蘆田 哲弥	子育て支援部参事	喜多 隆枝
長寿社会部長	佐野 庸子		
長寿支援課長	杉中 淳志		
長寿支援課参事	幸地 仁詩		
介護保険課長	定光 紀尚		
介護事業者課長	増田 宣典		
障害福祉部長	鷹野 雪保		
障害施策推進課長	吉田 慎一		
障害者更生相談所長	赤松 邦彦		
健康部長	永井 義雄		
健康推進課長	安岡 香織		

## 2. 議題等

### 【報告事項】

#### (1) 地域福祉関係（生活福祉部）

令和5年度地域福祉専門分科会の活動概況について

#### (2) 高齢福祉関係（長寿社会部）

①令和5年度高齢者福祉専門分科会の活動概況について

②堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2021～2023年度）について

③堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024～2026年度）について

#### (3) 障害福祉関係（障害福祉部）

①令和5年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について

②第5次堺市障害者計画、第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画の策定について

#### (4) 児童福祉関係（子ども青少年局）

①令和5年度児童福祉専門分科会審査部会等の活動概況について

②堺市社会的養育推進計画について

③堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画について

## 3. 審議記録（要点）

別紙のとおり

## 審議記録（要点）

### I 開会

### II 委員紹介

### III 挨拶（永藤市長）

### IV 報告事項

#### 1. 地域福祉関係（生活福祉部）

（林地域共生推進課長）

##### （1）令和5年度地域福祉専門分科会の活動概況について・・・資料1-1、1-2、1-3

（資料1-1）

- ・令和5年度の地域福祉専門分科会は、令和5年11月24日、令和6年3月26日に開催して、議論を行った。

（資料1-2）

- ・本市では、行政が策定する「地域福祉計画」と堺市社会福祉協議会が策定する「地域福祉総合推進計画」を一体的に策定しており、「堺あつたかぬくもりプラン4」は、令和2年3月に「第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」として堺市社会福祉協議会と合同で策定したものである。

- ・同計画に記載している重点施策に基づき、本市及び社会福祉協議会で取組を推進している。現計画の終期が令和7年度であることから、次期計画の策定に向け、今年度から調査研究や、現計画における取組の振り返り課題抽出等を実施する予定である。

（資料1-3）

- ・本市では、「包括的な相談支援体制の構築」に取り組んでおり、地域共生社会の実現をめざして社会福祉法に規定する「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から本格的に実施している。同事業を実施することで、市内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い伴走支援する体制の構築に取り組んでいる。

- ・包括的な支援体制を構築するためには仕組みだけでなく、人材育成も重要であると認識しており、福祉行政の中核を担う社会福祉職員を中心とした体系的な研修や、効果的なOJT等の取組も実施している。

- ・今年度も引き続き、令和6年度からの重層的支援体制整備事業をはじめ、本計

画に基づく取組を推進する。

(蘆田生活援護管理課長)

(1) 令和 5 年度地域福祉専門分科会の活動概況について ······ 資料 1-4

- ・令和 4 年に中区において、生活保護受給者が隣人に暴行され、亡くなられた事案が発生した。本事案は、行政の不適切な対応が積み重なった結果起こった事案であるとの検証結果報告書が提出され、二度とこのような事案を起こさないために、検証委員会の先生方から改善の提言を受けて、生活保護制度運用上の課題改善に係る取組計画を策定した。
- ・検証委員会からのご指摘では、生活保護受給者の身体の安全や、最低生活維持への無関心、場当たり的個人任せなど、非組織的対応であったことが大きな課題と指摘されており、このことから生活保護に携わる職員の意識の醸成のための研修や、組織全体で業務を行うための仕組みの構築を中心に改善検討会議というプロジェクトチームを編成して取り組んでいる。
- ・今後も取組計画をもとに、本庁課である生活援護管理者がしっかりとリーダーシップを發揮し、各区の生活援護課と連携しながら、適正な生活保護の決定実施や、個々の生活保護受給者への的確な支援が届けられるよう、着実に進める。

2. 高齢福祉関係（長寿社会部）

(杉中長寿支援課長)

(1) 令和 5 年度高齢者福祉専門分科会の活動概況について ······ 資料 2-1

- ・高齢者福祉専門分科会は、計 4 回開催した。7 月 14 日の第 1 回では、主に堺市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の進捗状況の報告を行い、その後、第 2 回から第 4 回は表に記載の通り、第 9 期計画の策定に向けて、第 8 期計画の振り返りと第 9 期計画の方向性、介護保険料、高齢者介護保険施設等の整備のあり方等を説明し、意見をいただいた。

(杉中長寿支援課長・定光介護保険課長・増田介護事業者課長)

(2) 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2021～2023 年度）

について ······ 資料 2-2 から資料 2-6

(資料 2-2)

- ・計画は、基本理念として、「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられるまち（都市）堺」を掲げ、計画目標として「健康寿命」を KGI（重要目標達成指標）としていた。また、六つの重点施策を柱に、高齢者福祉等に関する施策を展開し、それぞれに KPI（重要業績評価指標）を設定していた。
- ・KPI の評価および今後の課題について、計画期間であった令和 3 年度から 5 年度

においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け対面での授業や会議等の実施回数が減少した。例えば、前期高齢者の要支援認定率は計画策定時より 0.15 ポイント改善したものの、目標は達成できなかった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面事業の中止や規模の縮小など介護予防事業の実施に大きな影響が生じ、高齢者の外出控えや社会参加の減少により高齢者の活動量が低下したことの影響があったものと考えられる。

- ・また、地域包括支援センターの援助件数は、令和 4 年度と比較し、令和 5 年度の実績は回復したものの、計画策定時より下回り、目標は達成できなかった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による介護サービスの新規利用や地域活動相談を受ける機会の減少等の影響があったものと考えられる。
- ・さらに、様々な人や団体の参画により活性化された地域福祉活動の件数は、計画策定時と比較して、令和 5 年度は 1.4 倍増加したが、目標は達成できなかった。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流の機会が減少したほか、地域福祉活動の担い手の確保が困難であることや活動団体の高齢化などが要因と考えられる。
- ・一方で、一定の成果を上げることができたものもある。特定処遇改善加算を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合は、計画期間において、毎年平均で約 1.6 ポイント上昇し、目標を達成した。
- ・認知症サポーターについては、計画期間において感染対策を講じながら養成に取り組み、認知症サポーターの人数は着実に増加し、目標を達成した。
- ・BCP（業務継続計画）を作成している介護保険施設の割合は計画期間において目標をほぼ達成した。なお、令和 6 年度から、BCP の作成が必須となったことを踏まえ、介護保険施設において作成した BCP を定期的に見直し、必要に応じて変更を行うなど、より実効性の高いものにすることが重要であると考えている。

#### （資料 2-3）

- ・介護保険事業計画は、各年度の 9 月末の数値を基礎としているので、資料のデータは基本的に各年度の 9 月末現在の数値となっている。
- ・4(1) ア高齢者人口の推移について、令和 5 年 9 月末現在で、高齢化率は 28.3%、計画通りに推移しており、計画期間を通じて高齢化率は横ばいとなっている。本市の高齢化率は、令和 8 年まで横ばいに推移し、その後徐々に上昇して、令和 22 年（2040 年）には 33.7%になると見込まれる。

- ・4(1) イ要介護要支援認定者数について、65 歳以上の第 1 号被保険者の要介護要支援認定率は、令和 5 年 9 月末現在で 25.4% であり、計画値の 25.8% と比較すると若干下回る状況であるが、増加傾向が続いている。今後も認定率は令和 12 年（2030 年）の 28.6% をピークに増加傾向が続くことが見込まれる。
- ・4(1) ウ要介護度別サービス受給者数の状況について、居宅サービスの利用者が 3 万 6,047 人、地域密着型サービスが 6,295 人、施設サービスが 4,634 人、総合事業が 1 万 140 人となっている。
- ・4(2) 介護保険サービス給付費等の令和 5 年度実績について、見込みであるが、主なサービス給付費である居宅サービスについては計画値から若干上回っている。地域密着型サービス・施設サービス・地域支援事業費については計画値の範囲内であり、全体として計画値の範囲内で推移している。
- ・4(3) 保険料収納状況の令和 5 年度の実績について、令和 5 年度の保険料収納率は現年、滞納繰越分を合わせて、見込み値で 97.59% であり、引き続き 97% を維持する見込みである。

(資料 2-4)

- ・第 8 期の「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく介護保険施設等の整備状況は次のとおりである。

**必要利用定員総数として計上している整備数**

- ・介護老人福祉施設は、新設 160 人分、および増床 40 人分の合計 200 人分。
- ・特定施設入居者生活介護は、転換 400 人分。
- ・地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、新設が 29 人分、認知症対応型共同生活介護は新設 54 人分。
- ・地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護および定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、第 8 期計画における介護保険施設等の整備数算出にあたって、算出した時点での整備数を次のとおり記載している。
- ・小規模多機能型居宅介護および看護小規模機能型居宅介護は、合わせて 4 事業所 116 人分。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、2 事業所を見込んでいる。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護は、定員が定められていないため、事業所数のみとしている。なお、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、および定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、公募時点において、当該サービスの事業所が設置されていない日常生活圏域を公募対象としている。

#### 公募による選定状況

- 介護老人福祉施設は新設 160 人分および増床 40 人分の公募に対して、新設が 2 施設 160 人分、増床が 2 施設 14 人分、合計 4 施設 174 人分の応募があり、当該応募分全てを選定。
- 特定施設入居者生活介護は、転換 400 人の公募に対して、8 事業所 375 人分の応募があり、当該応募分全てを選定。
- 地域密着型サービスは、認知症対応型居宅生活介護のみ、新設 54 人分の公募に対して、2 事業所 45 人の応募があり、当該応募分全てを選定。

#### 公募以外による指定状況

- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護および定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、公募によらず事業者からの指定申請により整備が可能なサービスである。
- 小規模多機能型居宅介護は 1 事業所 29 人分を指定。
- 看護小規模多機能型居宅介護は 7 事業所 176 人分を指定。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は 2 事業所を指定。
- なお、今回公募以外による整備の看護小規模多機能型居宅介護のうち、2 事業所 53 人分は、小規模多機能型居宅介護 2 事業所 53 人分の廃止申請の後、新規指定申請されたものである。

#### 第 8 期計画期間中の選定、指定の合計

- 介護老人福祉施設は新設および増床合わせて 4 施設 174 人分。
- 特定施設入居者生活介護は転換 8 事業所 375 人分。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護はなし。

- ・認知症対応型共同生活介護は 2 事業所 45 人分。
- ・小規模多機能型居宅介護は 1 事業所 29 人分。
- ・看護小規模多機能型居宅介護は 7 事業所 176 人分。
- ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は 2 事業所。

(資料 2-5)

- ・第 8 期の「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」期間中の各地域密着型サービス事業所等の整備数は次のとおりである。
- ・地域密着型介護老人福祉施設は、第 7 期計画での公募選定により、1 施設 29 人分の増となり、未整備の日常生活圏域が一つ減。
- ・認知症対応型共同生活介護は、2 事業所 45 人分の増、1 事業所 18 人分の減により差し引き 1 事業所 27 人分の増。
- ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は、2 事業所の増となり、未整備の日常生活圏が二つ減。
- ・小規模多機能型居宅介護は、2 事業所 58 人分の増、2 事業所 58 人分の減により差し引き増減なし。また、第 7 期計画での公募選定に基づく整備により、未整備の日常生活圏域が一つ減。
- ・看護小規模多機能型居宅介護は 7 事業所 176 人分の増となり、未整備の日常生活圏域が二つ減。

(資料 2-6)

- ・「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間」における介護保険施設等の整備状況については、(資料 2-4) で、説明した通りの公募による整備および公募以外の整備による介護保険施設等について、法人名、施設名等を記載し整理したものである。

### (3) 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024～2026 年度）

の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2-7

(資料 2-7)

- ・今期の計画は本年 1 月に施行された認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を包含する形で策定している。基本理念として、「安心 すこやか 支え合い

暮らし続けられる堺」を掲げ、計画目標として、「健康寿命」を KGI（重要目標達成指標）としている。

- ・また、資料 36 ページに記載の六つの重点施策を柱に、高齢者福祉に関する施策を展開し、資料 37 ページ以降の「第 4 章 施策の展開」において、各重点施策の方向性と代表的な指標として六つの KPI(重要業績評価指標)を設定している。
- ・次に、計画期間に見込まれる介護サービスを提供するための財源となる介護保険料については、資料 57 ページ以降の「第 5 章 介護サービス量等の見込み」において、3 年間の計画期間における介護保険施設等の整備計画、介護サービス量、介護保険事業等を見込んだ介護保険料について記載している。

### 3. 障害福祉関係（障害福祉部）

（赤松障害者更生相談所長）

#### （1）令和 5 年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について……資料 3-1

- ・第 1 審査部会では、身体障害者手帳の交付の可否やその障害等級について審査しており、令和 5 年度は 24 回の審査部会を開催し、のべ 308 件の審査を行った。結果については資料 3-1 に記載のとおりである。
- ・第 2 審査部会では、身体障害者手帳の診断を行うことができる医師の指定及び取消、障害者総合支援法の規定に基づく、指定自立支援医療機関のうち、育成医療および更生医療に係る医療機関の指定および取消について、審査している。令和 5 年度は、4 回の審査部会を開催し、医師の指定、更生医療機関及び育成医療機関の指定についての意見をいただき、指定を行った。なお、医師及び医療機関ともに取消にかかる案件はなかった。

（吉田障害施策推進課長）

#### （2）第 5 次堺市障害者計画、第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画（2024～2029 年度）について……資料 3-2

- ・本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法にて、市町村が策定を義務付けられている障害福祉に関する計画である。今回から障害施策を一貫的に推進するために、基本理念から障害福祉サービス等における提供体制等の確保に係る目標等の内容を内包した計画として策定した。
- ・25 ページに本計画の基本理念、基本方針、施策の展開と方向性をまとめている。本計画の基本理念は、障害者が住み慣れた地域で安心して主体的に心豊かに暮らせる共生社会の実現としており、これまでの計画の基本理念を継承しながら、今回新たなキーワードとして「安心して」という表現を追加している。

- ・基本理念の実現に向けた取組を進める上で、基本方針として、権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重、次に、ライフステージや障害特性等に配慮した途切れのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開、そして社会的障壁の除去、アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮の行き渡る共生社会の実現、としている。
- ・基本理念の実現に向けて展開する施策の展開と方向性について、まず一つめとして、地域生活の支援および地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実強化と人材の確保育成、二つめとして、就労支援の充実、地域活動への参加の促進、障害の理解啓発、三つめとして、ライフステージに通じた途切れのない支援、分野を超えた横断的な連携による支援、の項目に分類している。
- ・さらに各項目において、本市において特に注力する項目を設定しており、次の 26 ページから 50 ページにおいて、それぞれの現状、課題と取組の方向性を記載している。
- ・51 ページから 62 ページまでは、成果目標を設定している。国が定めた基準、それに沿った大阪府から示された基本的な考え方に基づき、令和 8 年度を目標年度とした成果目標を定めている。また、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」から「7 障害福祉サービス等の提出を向上させるための取組に係る体制の構築」までの計 7 項目であり、令和 8 年度末までの目標やその考え方、直近値や目標値を記載している。
- ・63 ページから 76 ページまでは、各障害福祉サービス等の見込量を掲載している。見込量とは、国が示す基本指針において、先ほどの成果目標を達成するため必要となる量のことであり、こちらも大阪府から基本的な考え方が示されており、それに基づいて設定している。「1 訪問系サービス」から「10 地域生活支援事業」の 10 項目において、今後 3 年間に利用が見込まれる月平均利用人数や月平均利用料等を設定し、また、見込量の算定の考え方を記載している。
- ・77 ページには本計画における推進体制と進捗管理評価について記載している。本計画は令和 8 年度を中間見直しの年度とし、その後の障害福祉等の変化に応じた見直しを行う。また、本計画の進捗管理と評価を行う主体には、障害者基本法に基づき、障害者施策推進協議会を位置づけている。障害者施策推進協議会は、障害の当事者やそのご家族をはじめ障害者福祉関係者、学識経験者等の皆様にて構成されている。成果目標等の評価の指標として、年間 1 回以上検証評価を行う。

#### 4. 児童福祉関係（子ども青少年局）

(立道子ども家庭課長、喜多子育て支援部参事)

(1) 令和5年度児童福祉専門分科会審査部会等の活動概況について・・・資料 4-1

(資料 4-1)

- ・児童福祉専門分科会の組織は、令和 5 年度においては、児童措置審査部会、里親審査部会、子ども虐待検証部会、幼保連携型認定こども園等認可審査部会の四つの審査部会で構成されている。
- ・児童措置審査部会については、措置対象児童の処遇方針についての審査を行っている。令和 5 年度は 8 回開催し、虐待が 13 件、育成相談が 2 件の計 15 案件について審査した。このうち、児童福祉法第 28 条の規定を適用した処分方針の適否については、諮問した 13 案件全て「適」となった。なお、児童福祉法第 28 条では、児童福祉施設等への入所等に、保護者が同意しない場合、家庭裁判所の承認を得て措置することができる旨が規定されている児童福祉法 28 条以外の案件として、親権停止親権喪失の審判申立については、諮問した 2 件が全て「適」であった。
- ・里親審査部会については、里親として認定すべきかどうかの審査を行う。令和 5 年度は 4 回開催し、新規 10 組、更新 11 組、合計 21 組について審査を行い、21 組を里親として認定することについて承認された。里親の種類としては、養育里親は、保護者のいない、または保護者に監護させることが不適切であると認められた児童を養育する里親である。専門里親は、より専門的な知識を活かして、虐待を受けた児童や非行傾向のある児童などを養育する里親である。養子縁組里親は、親子の血縁関係のない者の間に、実の親子と同一の法律関係を成立させる養子縁組を希望する里親である。親族里親は、当該児童に扶養義務のある親族によって養育する里親である。
- ・子ども虐待検証部会については、重篤な児童虐待事例について分析検証を行い、提言することに加え、子ども相談所の運営に関する評価検証、被措置児童等虐待に関する分析検証を行う。令和 5 年度においては、重篤な児童虐待事例についての検証はなく、子ども相談所の運営に関する評価検証を 2 回開催し、被措置児童等虐待に関する分析検証は、個別に 2 回、子ども相談所の運営に関する評価検証に合わせて 1 回の計 3 回を開催した。
- ・幼保連携型認定こども園等認可審査部会について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法第 17 条第 3 項および児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項、第 35 条第 6 項において、市長が幼保連携型認定こども園、保育所および家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会等の意見を聞くことが規定されており、これに

基づき設置しているものである。令和5年度は計2回開催し、保育所1件、小規模保育事業1件、事業所内保育事業1件、認定こども園の大規模修繕1件、計4件の案件について審査を行い、事業者の選定や認可に当たって、設備面や運用面などの基準を満たしていることの確認などを行った。

(立道子ども家庭課長)

## (2) 堺市社会的養育推進計画について . . . . . 資料 4-2

- ・堺市社会的養育推進計画は、子ども等に対する家庭および養育環境の支援の強化、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進等が盛り込まれた令和4年改正児童福祉法を受け、令和6年3月にこども家庭庁より、現行計画の見直しに関する策定要領が示されたことに対応して改正するものである。計画期間は令和7年度から令和11年度までとされている。計画に盛り込む記載事項としては、資料にある12項目となっている。スケジュールについては、今年の5月以降、有識者から意見聴取を行う懇話会を、既に2回開催しているが、合計4回開催し、年度内に策定に向けパブリックコメントなどの必要な手続きを進めること。

(立道子ども家庭課長)

(3) 堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画について・・資料 4-3

- ・女性が抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題や、その背景、心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要として、令和6年4月1日付で困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行された。法に基づく事業を適切に実施するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定が、都道府県においては義務、政令指定都市を含む市町村においては努力義務となっている。これらを受け、新たに「堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定するものである。基本計画に盛り込むことが望ましいとされている項目としては、大きく資料にある2項目となっている。スケジュールについては今年の7月以降、有識者から意見聴取を行う懇話会を3回開催し、年度内の策定に向け、パブリックコメントなど必要とする手続きを進める。

## V 質疑應答、意見

## 1. 地域福祉関係

### (質問)

包括的支援体制を作っていくために、重層的支援体制整備事業が今取り組まれているということであるが、各区単位で包括的相談支援事業や多機関協働事業を組み立てているのか。各区が同様に体制整備を進めてこの事業に取り組むようになっているのか。（黒田委員長）

(回答)

資料1-3の3ページに堺市における重層的支援体制整備事業の実施体制をお示ししている。大きく事業は五つに分かれており、包括的相談支援事業には地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターといった事業が含まれている。二つめにアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、そして三つめに多機関共同事業、四つめに参加支援事業、次に地域づくり事業となっている。特に今年度から本格実施する多機関協働事業は各区役所の保健福祉総合センターを中心として体制を構築し、区役所を基盤とした多機関が協働して、複雑化、複合化する市民の福祉課題に対応するための体制を整備している。その他の事業についても区ごとに設置をしたり、各区をベースとした体制を設置できていると考えている。(林地域共生推進課長)

(質問)

多機関協働事業の実施体制というものがあり、これは各区役所ごとにこのような共同事業を組み立てているというお話であった。包括的相談支援事業の相談窓口というのはここにある四つの窓口、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、子ども子育て支援法による利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、これら相談窓口はいずれも各区に整備されているものか。(黒田委員長)

(回答)

資料1-3の最後のページに記載があるように、お示しいただいた通り区役所基盤とした体制構築ということで保健福祉総合センターいわゆる福祉事務所に生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、保健センターの4課が既に設置されている。また社協区事務所並びに基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センターについては各区役所内に窓口が設置されている。最後の生活仕事応援センター、ステップ堺については生活困窮者自立支援法に基づいて、自立相談支援機関として総合福祉会館1ヶ所のみへの設置であるが、こちらの職員が社協の区事務所を巡回して相談対応をしている。このような体制で区を基盤とした体制構築ということで取組を進めている。(鷺見地域共生推進課長補佐)

(質問)

重層的支援体制整備事業について、この事業の醍醐味はこれまでの縦割り行政の弊害をなくすために障害福祉児童福祉とか、子ども、高齢者とかを横串を刺していくことだと思うが、具体的に各領域とか分野の情報共有やネットワーク作りのための会議のようなものをどれぐらいの頻度でどんな形で行っていく計画なのか。(伊藤委員)

(回答)

今お示しいただいた一つめの会議体の件については、社会福祉法の中に、重層的支援会議と支援会議の二つの会議体が設定されているが、守秘義務をかけた上での共有ができるのが支援会議となっている。支援会議については各区の状況にもよるが、概ね月1

回から 2 回の開催となっており、個別案件の状況によっては随時開催という対応をしている。（鷺見地域共生推進課長補佐）

（質問）

地域共生社会について、積極的な北九州市では、伴走型支援、参加支援については委託をされていると承知している。

個別事案等については随時会議を開催しておられる、あるいは支援会議は 1～2 回行っておられるとのことだが、なかなかイメージがしづらく、本当に伴走できているのか疑問に思うことが多い見受けられる。本市としても伴走型支援、参加支援をしっかりととした社会福祉法人や NPO などに委託することも考えておられないのか、お尋ねしたい。（小堀委員）

（回答）

北九州市については現在移行準備支援事業を準備中と伺っている。また北九州市は国の会議等にも参加されている著名な NPO 法人が中心になっているということも承知している。本市においては、これまで過去の取組等の経過を踏まえて、社会福祉協議会において、参加支援、また伴走型の部分を担っていただいている。これは委託で事業展開している。当然、実績も積み上げながら取組を今後も継続したいと考えている。

（鷺見地域共生推進課長補佐）

（意見）

そのことは承知した上でお尋ねした。手一杯になっているのではないかというような思いもあり、やはりいろんなチャンネルをお考えになられてはいかがかと思う。区内には実績のある社会福祉法人もたくさんあるかと思うので、ご検討いただきたいと思う。（小堀委員）

（回答）

既に市内の社会福祉法人には様々な面でご協力いただいている。連携体制については今後も課題と考えている。また、市内には公益的な活動をしている NPO 法人や社会福祉法人等があるのも承知しているので、どう連携体制を構築していくのか、引き続き検討したい。（鷺見地域共生推進課長補佐）

## 2. 高齢福祉関係

（質問）

KGI に健康寿命の延伸というものを掲げておられるという中で、KPI の一つである介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率について、国の目標値 8% を本市の目標値としているのは非常に志が低いと思う。まず第一に、介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率を高めることは、KGI 達成に資するとお考えなのか否か、お聞きしたい。

併せて、この目標である 8%を上回るべきだと考えますが、現段階においては令和 4 年度時点で 6.34%と非常に低くなっている点について、いかがお考えかお聞きしたい。

そして、この通いの場への参加率が全国で一番高いとも言われている大分県などでは、健康寿命も長くなっています。介護保険料も比較的本市より低く抑えられている。それらについても把握、分析しながら、本市の施策に生かしておられるのかについてお聞きしたい。（小堀委員）

（回答）

通いの場の参加率について、通いの場に参加することによって、介護予防に繋がってくることは科学的な知見も得られており、KGI の達成にも寄与するものと認識している。

目標を達成していない点については、まず知っていただく、関心を持っていない層にいかに関心を高めていくか、ということがまだまだ不十分であったと思っており、引き続き力を入れて取り組みたい。大分県については、「健康寿命日本一」をめざすことを掲げて取組を進められていると伺っております、そういった先進市の取組も参考にしながら、介護予防の取組を進めたい。（幸地長寿支援課参事）

（質問）

今議論していただいた計画 42 ページの KPI の通いの場の参加率について、目標値 8% が低いのではないかという意見であった。介護予防に資する、住民主体の通いの場への参加率を高めていくにはどうしたらいいのか。この参加率はどのように測定するのかお尋ねする。（黒田委員長）

（回答）

厚労省から、通いの場に参加していただいている人数に関する照会があり、そこで回答している人数を元に計算している。（幸地長寿支援課参事）

（質問）

住民主体の通いの場はいろいろあると思うが、各校区の福祉委員会等で活動している参加者も把握しているのか。（黒田委員長）

（回答）

保健センター等である程度把握できているものについては、照会で回答しており、全ては網羅できていないかも知れないが、一定把握している人数として国に報告したものについて、計画策定時の現状値として記載している。（幸地長寿支援課参事）

（質問）

資料 2-2 について、この計画目標に対して KGI と KPI が示されており、この客観的な指標である認定率や援助ケース数も大事だと思うが、利用者の方やご家族の方の主

観的なウェルビーイングも大事だと思う。したがって「何件支援した、何ヶ所増やした」ということだけでなく、利用してみてどうだったかという利用満足度が大事である。

例えば、安心して暮らし続けられることを基本理念にしているが、安心しているかしていないかは本人に聞かないと分からず、負担が減ったかどうかも家族に聞かないと分からないので、そのあたりの利用者満足度調査であったり当事者の方の声を聞いてそれを計画に反映させていくような取組はなされているのか。

やった側の自己満足だけに陥らないために、ニーズ調査や満足度調査を踏まえて取組を実施した、というふうに、実施する側の都合だけではないということを分かりやすく示すとよいのではないかと感じた。（伊藤委員）

#### （回答）

計画策定の際に高齢者等実態調査として、アンケート調査をしている。その中で委員のおっしゃられるようなウェルビーイングといった観点で、本市の高齢者福祉の施策に対して満足しておられるかという直接的な問い合わせをしていないが、実態調査という形でアンケート調査を行ってこの計画の策定に至っている。

資料2-7の冊子では、高齢者の実態調査について、13ページ以降に記載している。例えば17ページ、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるためにどのようなことが必要か、というお考えをお伺いしている。代表的なもののみを載せているが、このような調査を行っている。（杉中長寿支援課長）

#### （意見）

市民の意識面や生活の質、生活面での主観的な状況を把握する必要があるが、例えば、22ページでは生活面の意識が表れており、近所づきあいの程度を見ると、令和元年、令和4年度、計画策定の3年ごとに調査をしており、親しく付き合っている人の割合が減ってきていていることが分かってくる。こういった点を改善するにはどうしたらいいのかといったことを併せて、計画の中の議論を整理する必要があると思う。様々な地域の活動への参加、介護予防活動への参加なども関係していると思う。（黒田委員長）

#### （質問）

校区福祉委員会も校区で介護予防などに取り組み、報告もしているが、目標値が8%というのは低いと思う。まだまだ足りていないということか。（大島委員）

#### （意見）

先ほど私も質問したが、「参加率をどう把握して指標化していくか」という手法にも関わってくることだと思う。そのあたりは事務局の方で考えていただき、工夫していただいて、8%という目標を上回る実績をこれから3年間で上げていくことができればと思う。（黒田委員長）

### 3. 障害福祉関係

(質問)

59 ページの障害児入所施設に関するところで、現在堺市内には障害児入所施設が未設置であり、障害児入所施設に入所が必要と思われた子どもについては、他の自治体の障害児の施設に措置や契約、入所に繋げているものと思う。年間でどれくらいの障害のあるお子さんを他の自治体の入所施設にお願いしているのか、分かれば教えていただきたい。また、人数を踏まえた上で今後もずっと未設置でいくのか、それとも堺市としてその障害児の入所施設を整備する必要性についても含めた協議なのかを教えてほしい。（伊藤委員）

(回答)

59 ページについて、ここにある「未設置」とは、あくまでも今ご指摘いただいた障害児入所施設の方との協議の場を設置するかしないかについてである。堺市内には障害児の入所施設は1カ所ある。ご質問いただいた数字については改めて確認する。ただ、実際にこの計画を立てるに当たって、市外や府外に行ってしまうことによる本人や家族にとっての課題感というものは持っているが、今のところは障害児の方が地域移行するにあたり、個別ケースという形で、例えば先ほどから出ている障害者基幹相談支援センター、福祉事務所が連携して、例えばグループホーム等の地域移行を進めることとなっている。（齋藤障害施策推進課長補佐）

(意見)

医療型はあるが福祉型がない状況だと思う。福祉型の方はニーズはないのかという観点も含めて、先ほどの重層的支援体制のところと話が重複するかと思うが、障害児の支援はどこがやるのかといった押し付け合いにならないよう、どちらもがきちんと関与しながら、障害のある子どもたちが取り残されないように、計画を立てていただけたらと思う。（伊藤委員）

(意見)

こういう障害者や障害児の支援の計画は、医療的ケア児の支援法が施行されてから、それも含めた計画になっている。精神障害にも対応する地域包括ケアシステムであるとか、いろいろな新しい障害分野での施策が進められており、そういうものも含んだ計画となっているが、まず堺市としても新しい課題に取り組んでいく必要が出てきているということを再認識したいと思う。（黒田委員長）

(質問)

障害者雇用に関しては、今年、雇用率が改定されている。産業の分野とも共同で連携して、取り組んでいかないといけないと思うが、この中に特段障害者雇用に関して細かい記述はあるように思うが、その率が上がったことに対する記述とかテーマとい

ったものはどこかにあるか。（宮本委員）

（回答）

おっしゃられたとおり今回法改正があり、就労支援の充実に注力していきたいと考えている。

35 ページから就労支援の充実について記載している。実際、福祉施設からチャンネルがなかなかないといったご指摘、課題感が市の方に寄せられている。本市においては就業生活支援センター、堺市においては「エマリス」と呼んでいるが、エマリスを中心にハローワーク、雇用部門と連携しながら、個々の充実に取り組んでいる。例えば、就労支援 B 型であるとか A 型に通われる方と、企業とをどのように繋いでいくのか、マッチングをしていくのかという点。また、職場体験をしていただく企業の開拓といった事業を進めている。1人1人に寄り添った形での支援を進めたいと考えている。

（齋藤障害施策推進課長補佐）

（質問）

障害者計画について、差別虐待の防止ということをしっかりと基本理念に掲げているが、そこに書かれている指標が、「障害があることで差別や嫌な思いをすること」というのは、不十分ではないかと考えている。本市で認定している虐待件数、これらをしっかりと明記をした上で、それをどのように根絶していくのかというようなプロセスもこの計画の中に盛り込まれるべきではないかと考えるが、見解を伺う。本市における障害者虐待の状況についても、入所あるいは通所施設における虐待事案等があれば、説明できる範囲で説明をお願いしたい。（小堀委員）

（回答）

虐待の件数は今のところ載せてはいないが、虐待の相談件数の令和 5 年度の実績は 255 件ある。計画に載せることは検討していない。（吉田障害施策推進課長）

（意見）

障害者虐待の件数を載せた方がいいと思うが、黒田委員長はいかがお考えか。（小堀委員）

（意見）

この計画は 3 月に策定されているが、次の計画に向けてまた検討していくということにしていただきたい。3 年ごとに計画を作るので、またこの 3 年の間に障害者虐待への対応ということも検討していただきたい。それから、障害者虐待に関して、精神保健福祉法が改正され、精神障害者の虐待に関しては、病院・医療施設における虐待について都道府県レベルであるが対応していく規定ができている。そういう新たな障害者虐待に対する動きを堺市としてもフォローしていただきたい。（黒田委員長）

#### 4. 児童福祉関係

(質問)

ヤングケアラー支援について、子ども・若者育成支援推進法等で各自治体ごとに支援体制を整えていくことが示されているが、ヤングケアラー支援においては重層的支援が重要であると思う。一つの世帯についても、障害福祉、児童福祉、教育といった様々な側面があるが、重層的支援体制の整備の中で、堺市としてヤングケアラーの支援体制をどのように位置づけ、どのように整えていくのかお聞かせいただきたい。(伊藤委員)

(回答)

堺市においては 18 歳未満のヤングケアラーには、まずは区役所の子育て支援課が窓口になる。18 歳以上の場合は、ユースサポートセンターが窓口になる。

ケースに応じて、複数の所管にわたる支援が必要な場合は、区役所内の関係課や関係機関と連携する必要があり、重層的支援の枠組で情報共有して対応すると考えている。(立道子ども家庭課長)

(質問)

一点目。里親審査部会は私も部会の委員であるが、令和 5 年度に新規の登録が親族里親も含めて 10 組であり、更新と新規のデータが出ている。併せて、里親登録消除も何人かいると思う。更新と新規に加え、消除を含めて里親の増減を教えていただきたい。

また、そのことについて堺市としてどう評価をしているのか。資料 4-2 の項目 8 番のところにも里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組ということで里親さんを増やすということと、里親さんにお願いする社会的養護の子どもの数を増やしていくということが国としても堺市としても目標とされており、この 1 年間での里親の増減に対して、堺市としてどのように考え、どのようにして里親さんを増やすか、計画の中で具体的に盛り込むような目標があれば教えていただきたい。

二点目。措置審について、法的対応についてお示しいただいているが、2017 年度ぐらいから児童相談所として弁護士を雇用できることになっており、雇用している自治体も実際にあるが、堺市の場合は弁護士を雇用せずに、その都度、ケースによって弁護士に個別に相談をするという形をとっていると思う。年間の法的対応、児童福祉法第 28 条と親権停止以外にも、児童福祉法第 33 条等、他にも法的対応について弁護士のアドバイスが欲しいケースが多くあると思うが、今後児童相談所、子ども相談所として弁護士が常駐していた方が、ケースワーカーたちがその都度問い合わせをしたり、ケース照会をする手間が省かれるということであれば、そういったことも検討した方が良いという印象をこの数字を見て受けた。そのあたりについて展望や計画があるのか教えていただきたい。(伊藤委員)

(回答)

里親の新規の登録数と消除数について、令和5年度の新規の登録数は8組、消除数は7組、前年度末から比べると1組増え、令和5年度末は81組が登録されている。これに関して、家庭養育優先の考え方に基づき、里親委託を増やすという大きな方針があるので、これを推進するため、ますます里親さんの数を増やす、なっていただく方を見つける必要があると思っている。その中で一番重要なことは里親制度の周知啓発であるが、まだまだ里親制度のことをご存知ない方がたくさんおられると思う。の中に、実は里親さんになってくださる方が潜在的にたくさんおられるとも思っており、今年度以降も周知活動に力を入れてやっていきたいと考えている。

弁護士の話について、法的対応の年間件数については数字を持ち合わせておらず、児童福祉法第28条や親権停止・親権喪失以外の法的対応のケースの件数も持ち合っていないが、相当な数があるというのはおっしゃる通りである。子ども相談所ではかなり頻繁に顧問弁護士に相談できており、また様々な弁護士のご意見を聞く機会が確保されている。今は雇用という形ではなくケースに応じて相談し、ケースワーカーが弁護士に対し、迅速かつタイミングよく相談できるノウハウを身に付けていくべきと思っている。（立道子ども家庭課長）

#### （意見）

1年間頑張っていろいろ啓発して、8組が新規登録、7組が消除で結局プラス1組ということ。どうしたらもっと増えるのか、消除の理由は何なのか等、いろいろ分析・検証しながら家庭養護の推進に取り組んでいけたらと思う。（伊藤委員）

#### （質問）

前回も申し上げたと思うが、堺市の場合子供自立支援施設、また児童心理治療施設がない。従前は乳児院もなかったが、そこはご努力いただき、乳児院の方の枠が確保できた。いずれにしても、特に児童心理治療施設がない中で、やはりニーズは変わらない。虐待を受けて心身ともにボロボロになり、心理的ケアが必要な子どもさんは施設のあるなしに関わらず一定数おられる。特に施設数があればそこに入所して専門的な治療を受けることができるが、堺市の場合は児童心理治療施設がないため、そのしわ寄せが全て子ども相談所に行っている。しかし、子ども相談所の心理ケアの体制が充実しているかというと残念ながらそうではない。この堺市社会的養育推進計画の中の項目の一つとして「児童相談所の強化等に向けた取組」とあるが、強化より前に、ぜひ、児童心理治療施設は整備していただきたいと思う。すぐには困難であればそれに代わる代替措置、子ども相談所の方の心理的ケアの部分の強化をぜひお願いしたい。

もう一つは、子ども相談所はその部署によって庁舎が2ヶ所に分かれているが、一つの組織の中で物理的、地理的に離れているのは、意思疎通という意味においても非常に問題ではないか。それでなくとも、心理面でのケアが必要である中で、離れていることによってより業務が過重になっているのではないかと思う。今までも申し上げてきたが、局の中で検討はされているということであるが、検討の進捗状況はどうなのかということ。また、より一層強く求められている子ども相談所の体制強化に対し

て市はどうお考えか聞かせていただきたい。（才村委員）

（回答）

ご指摘一つめの児童心理治療施設が堺市内にないということについては、堺市が平成18年に政令指定都市になった時からこの社会的養護の施設は大阪府から移管を受ける形で、堺市の管轄になっている。その時には児童養護施設が四つで、その後、乳児院が昨年度開設したり自立援助ホームなども新たに堺市内で実施するような事業所が出てきたりと、少しづつ社会資源が増えているところではある。委員ご指摘の児童心理治療施設をはじめとしてケアニーズが非常に高い子どもへの対応においては、この相談所の児童心理司もしくは児童福祉司というところの負担が大きい部分があるというのを認識している。

二つめの、庁舎が分かれているという点について、日常的に子ども相談所の職員が顔を合わせてコミュニケーションをとるのには少し時間がかかるため、ネットを介しての会議を開くなど工夫をしている。そういう工夫をしながら、ご指摘の課題については今後も検討する必要があると認識している。（立道子ども家庭課長）

（意見）

ぜひ、引き続きご努力いただきたい。特に児童心理治療施設の件は、虐待の世代間連鎖という意味で、虐待によって心に非常に傷を負い、それが修復されないまま大人になり、人の親になった時にわが子を虐待してしまうという世代間連鎖の問題があるため、虐待を受けた子どもの心理的ケアの保障という極めて重要な課題だと思うので、すぐに施設整備は難しくても、子ども相談所の心理的機能の強化は、ぜひお願いしたい。（才村委員）

（意見）

私は児童相談所の虐待対応のチームに入っており、外部の立場として児童相談所の業務にアドバイスしている立場であるが、堺市では、複数体制で張り付きのような形で、おおよそ10名程度の弁護士が相談があればすぐ対応できるような形で対応している。内部弁護士がいた方が良いというご意見だったが、外の弁護士がアドバイスするのと、中の弁護士、採用された弁護士、市役所の職員としての弁護士とは、立ち位置が異なるので、もちろん内部に置かれた方が仕事としてはかどると思う。そちらも付け加えてプラスで採用していただくような形でご検討いただければと思う。

そういう仕事をしている中で、保護することになってしまったお子さんの行き先についてフォローをしていかないと、せっかく保護してもその後が繋がらないというところがあるので、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、里親さん等、ぜひ選択肢がたくさんあるように、また、外にあるとどうしても物理的なところで支援がスムーズにいかない面もありますので、堺市内の近いところで支援できるように、お願いしたい。（大江委員）

(質問)

児童福祉法が改正されて、子ども家庭ソーシャルワーカーといった資格、任用資格の研修が始まると聞いているが、堺市でもそういう動きがあるのか。また、研修を受けて子ども家庭ソーシャルワーカー任用資格を取得する人がこれから出てくるのか。

(黒田委員長)

(回答)

子ども家庭ソーシャルワーカーについては国や、実際に資格の研修をされる団体から案内をいただいている。府内の関係所属に情報共有し、ぜひ積極的な取得について、声掛けをしようと思っている。(立道子ども家庭課長)

(質問)

資料の4-2と4-3では、今年度、堺市社会的養育推進計画と困難な問題を抱える女性の支援に関する基本計画の二つを策定することだが、子ども青少年育成部の中で検討部会を作って策定することか。(黒田委員長)

(回答)

資料4-2と資料の4-3にある計画の作成・策定については子ども家庭課が所管しており、それぞれ別の懇話会を設けてご意見をいただいた上で、策定を進める。(立道子ども家庭課長)

(質問)

里親を増やしていく計画をもう既に立てていたのではないかと思うが、先ほど里親審査部会のところで、81組の実績があるとのことであった。これは計画と比べて進んでいるのか。(黒田委員長)

(回答)

社会的養育推進計画を前回は令和元年度に作成している。その中で、令和11年度を目標として、里親の数を増やす計画を立てているが、現時点での進捗としてはかなり伸び悩んでいる。(立道子ども家庭課長)

(質問)

新しい政策が進んでいけばと思う。しかし同時に、里親を支える体制であるとか、心理的に色々な傷を負っている子どもを支えていくような体制、それもまた併せてやっていかなければならないと思う。もう一つはその資料4-3の女性支援法に基づく計画、これは今まで売春防止法に基づいて支援してきたものを新しい法律の中で支援していくということになっていると思うが、女性相談センターは堺市にない。どこが相談窓口になるのか。(黒田委員長)

(回答)

女性相談センターについては、都道府県の事業ということで大阪府が相談施設を持っている。堺市においては、女性相談窓口ということで各区役所に女性相談員を配置して相談いただける体制をとっている。また、堺市として配偶者暴力相談支援センターを設置しており、電話での相談をお受けできる体制をとっている。（立道子ども家庭課長）